江戸川区業務継続計画
（震災編）

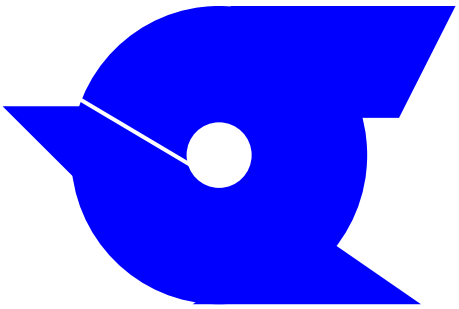

平成27年3月

（令和6年3月修正）

危機管理部防災危機管理課

まえがき

江戸川区地域防災計画の大幅見直し、災害時の対応マニュアルや江戸川区業務継続計画（ＢＣＰ）策定、これらの全ては平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災がきっかけとなったものであった。

東日本大震災の発生後、東京都知事経由で被災地への人的支援要請を受け、本区は同年４月１１日より宮城県気仙沼市へ職員派遣を開始し、発災当初から罹災証明発行、避難所運営支援、仮設住宅関連事務等に従事してきた。

それから１３年を経過した現在においても、下水道復旧業務等の災害復興まちづくりに従事するなど支援は継続している。

気仙沼市職員のみなさんからは、職員派遣や聞き取り調査等を通して、万が一発災した場合においても同じような苦労を出来るだけしないようにと、江戸川区のために具体的に様々な教訓を伺うことができた。

私たち江戸川区職員は、そのような被災地職員の生の声を教訓として活かし、発生が懸念されている首都直下地震に直面した場合においても、江戸川区が行政機能不全を起こさないよう、できるだけ早期に平常の区政に戻し、被災後の区民に安全・安心な環境を整備していかなければならない。

今回策定したＢＣＰ（Business Continuity Plan）を礎として、今後はＢＣＭ（Business Continuity Management＝継続的改善）により全庁を挙げてさらに強靭な江戸川区を目指していくことが重要である。

令和６年３月修正
（平成２７年３月作成）

江戸川区業務継続計画書（震災編）　目次

第１章　業務継続計画の策定趣旨及び基本方針
第１節　策定趣旨 ……1
第２節　基本方針 ……2

第２章　被害想定
第１節　想定する地震 ……3
第２節　想定概要 ……4
１　物的・人的被害 ……4
２　ライフライン被害 ……4
３　職員の被災 ……4
４　区施設内の被災 ……4
５　まちの状況 ……5

第３章　計画の対象となる災害時優先業務
第１節　災害時優先業務の選定 ……6
１　選定基準 ……6
２　計画の対象業務 ……6
３　業務類型 ……7
第２節　災害時優先業務時系列一覧及び主な担当部局 ……7
第３節　停止・休止した通常業務等の実施 ……12

第４章　業務執行体制の確保
第１節　組織体制の確保 ……13
１　災害対策本部の設置 ……13
２　対応態勢の移行 ……13
第２節　人員体制の確保 ……14
１　特別非常配備態勢における人員配置 ……14
２　特別非常配備態勢における職員参集の想定 ……15
３　事案決定権 ……17
４　職員の交替体制 ……17
５　庁内の応援体制 ……18
６　外部自治体からの受援による体制 ……18
７　課題と今後の取り組み ……19
第３節　業務執行環境の確保 ……20
１　庁舎・執務スペース等 ……20
２　ライフライン ……24
３　通信・情報システム ……27
４　資機材・用品等 ……30
５　職員用備蓄（食料・飲料水・生活用品等）……31

第４節　協定団体との連携 ………………………………………32
１　連携体制 …………………………………………………32
２　課題と今後の取り組み ……………………………………32
第５節　指定管理者及び管理委託事業者との連携 ………………33
１　指定管理者及び管理委託事業者の位置づけと役割 …………33
２　連携体制 …………………………………………………33
３　課題と今後の取り組み ……………………………………33

第５章　計画の推進
第１節　継続的改善 ………………………………………………34
１　業務継続計画の定着 ………………………………………34
２　業務継続計画の向上 ………………………………………34
第２節　計画的訓練・研修の実施 …………………………………35
１　計画的な各部局訓練の実施 …………………………………35
２　研修の実施及び研修の種類 …………………………………35
３　各部局訓練・研修の実施結果報告及び検証と記録 …………35
４　課題と今後の取り組み ……………………………………35

参考資料
１　業務継続計画策定の体制及び各種会議等 ……………………36
２　気仙沼市ヒアリング資料 ……………………………………39

第１章　業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

第１節　策定趣旨

「江戸川区業務継続計画（震災編）」（以下「ＢＣＰ」という。）は、江戸川区の各組織及び職員一人ひとりの自覚と積極的な行動力によって、実践されるべき実施計画である。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により開始した宮城県気仙沼市への職員派遣は、現在においても継続しており、私たち江戸川区職員は現地派遣で体験したことを自分たちの事として受け止め、来るべき首都直下地震等に活かさなければならない。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ「江戸川区地域防災計画（平成２５年３月）」を大幅に見直し、具体的な重要項目については「対応マニュアル」を策定するなど、全庁を挙げて災害対応力の向上を目指し推進している。

ＢＣＰは、全庁で議論しながら初期の災害対応として、最低限実施しなければならない業務を取りまとめたものである。

私たちが想定すべき、首都直下地震が発生した場合、庁舎や他の区施設も被害を受け、交通マヒや職員自身の被災、ライフライン被害等による様々な制約によって区の行政機能が十分に確保出来なくなることが想定される。

そのような状況下にあっても、部署を超えて限られた職員及び資機材で対応し、区の行政機能を損なわないため、ひいては区民の生命・身体及び財産の保護をするための災害対応を行うことは区の重要な責務である。

ＢＣＰは、災害時の最悪の条件下で「やらなければならない業務」を整理し、全庁で対応体制を確保することが目的であり、ＢＣＰを手掛かりに、平常時から各職場において人員、資機材等の執務環境を整備しなければならない。

ＢＣＰ策定はゴールではなく、私たち職員が大震災発生直後から必要な業務を即座に実行できる体制構築に向けて取り組むためのスタートラインである。

ＢＣＰ「Business Continuity **Plan**」は、各種訓練・研修等による試行錯誤や検証を繰り返し、ＢＣＭ「Business Continuity **Management**」（継続的改善）を図りながら精度を高めていく。

第２節　基本方針

方針 1 江戸川区地域防災計画を補完する職員の実行計画とする。

方針 2 区に最も甚大な被害をもたらす地震を想定。

震度６強程度の首都直下地震が勤務時間外に発生し、庁舎及びライフラインが被害を受けた状況での対応態勢を構築する。（勤務時間内の発災も本計画に準じる。）

方針 3 発災後から１週間以内に着手すべき災害時優先業務を時系列で選定。

優先すべき災害応急業務と通常業務を災害時優先業務として選定し、発災後30 日間を対象とした計画とする。

特別非常配備態勢から非常配備態勢に徐々に移行していくことを前提とし、１週間以降に着手する業務は各部局で順次対応する。

方針 4 選定した業務に迅速に対応できるよう、職員の参集態勢を見直す。

業務の迅速性及び専門性に応じ、特別非常配備態勢の参集場所を見直す。

災害対応能力の高い職員を機動部隊として災害対策本部及び地域拠点に配置する。

方針 5 ライフライン被害を想定し、紙ベース対応等の代替手段を整備する。

停電や通信が断絶した場合に備え、各部局で紙の様式保管などを進める。

方針 6 協定団体及び指定管理者等との連携体制の強化を図る。

各部局と協定団体との連絡体制等を整備する。また、区施設の指定管理者等が、職員に準じて災害対応を行うよう、契約内容及び態勢を整備する。

方針 7 各部局が主体的に行動できるマニュアルを整備する。

災害時優先業務の具体的な実施手順を検討部会及び各部局でマニュアル化する。

方針 8 各部局は訓練によるマニュアルの継続的改善と職員の役割周知を図る。

継続的な訓練及びマニュアルの改善により、実践力を向上させる。

職員個々は、自らの役割に基づいて職員防災カードの個人マニュアルを作成し、災害時に主体的に行動する態勢を構築する。

第２章　被害想定

第１節　想定する地震

江戸川区地域防災計画に定める、江戸川区最大の被害となる「都心南部直下地震」を前提条件として位置付ける。

なお、「都心南部直下」の前提条件は以下のとおりである。

地震の種類	都心南部直下地震（首都直下地震）
震源	東京都 23 区南部
規模	マグニチュード 7.3
震度	震度 6 弱～震度 7
地震発生の時刻	冬 18 時　風速８m/s

■東京都震度分布図（都心南部直下地震）

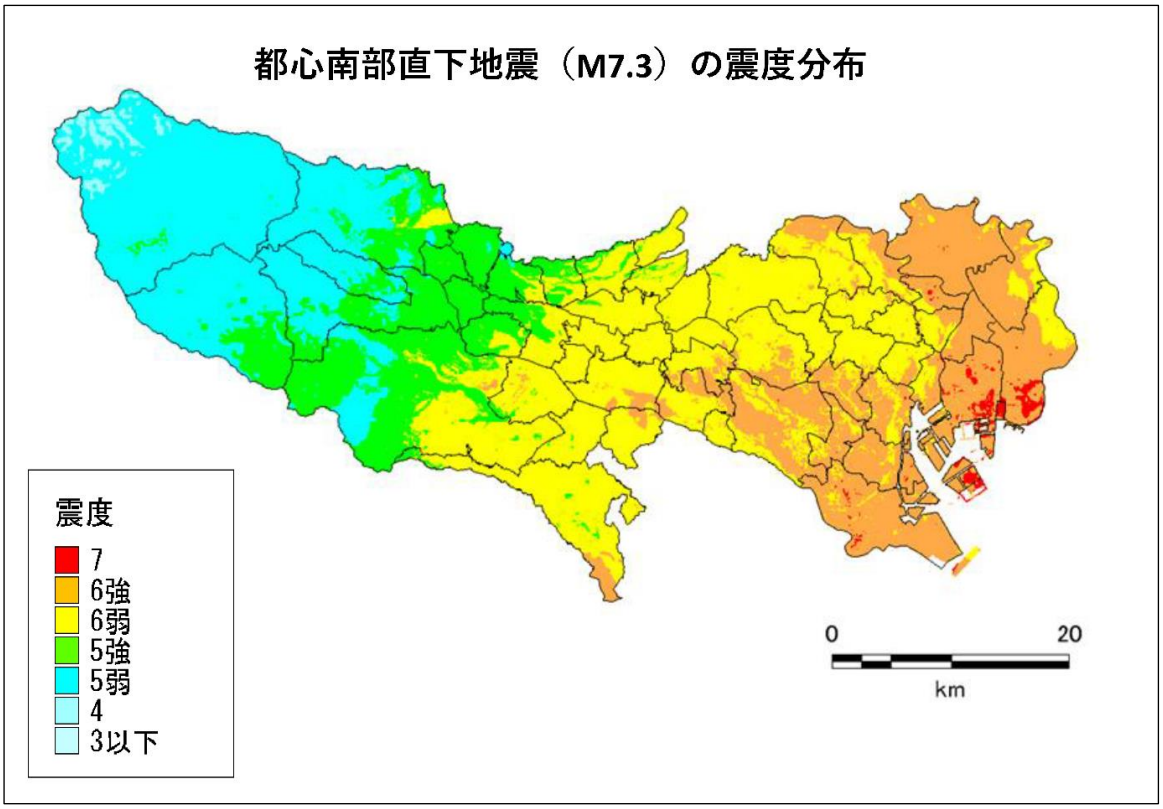

出典：首都直下地震等による東京の被害想定

第２節　想定概要

１　物的・人的被害

建物全壊棟数	6,656棟
焼失棟数	14,421棟
死者	582人（うち要配慮者411人）
負傷者	6,713人（うち重症者1,106人）
震災廃棄物予測	221万トン

２　ライフライン被害　※かっこ内は想定復旧完了日数

停電率	21.7%　（4日後）
上水道断水率	55.9%　（17日後）
下水道被害率	6.7%　（21日後）
通信不通率	11.6%　（4日後）
ガス供給停止率	53.6%　（6週間後）

３　職員の被災

都心南部直下地震が発生した場合、多くの職員が同時に被災する可能性があるため、職員自身も震災対策を検討しなければならない。

万が一、多くの職員が被災した場合、震災への復旧対応が遅れ、区が行政機能不全を起こし、区内被災状況の更なる悪化を引き起こす可能性がある。

４　区施設内の被災

都心南部直下地震発生後の区施設内においては、オフィス家具類の転倒・落下・移動、壁・天井及び窓ガラスの一部破損等、部分的な被害の発生が想定され、初期に参集した職員によって安全確保等の執務環境整備をしなければならない。

【参考写真】東日本大震災発生後の仙台市役所

５　まちの状況

本計画の被害想定より、震災時に区内がどのような様相であるか、発災直後からの時間経過を設定（１日目・２日目～３日目・４日目～１週間）し、より実践的な対策確立の目安として独自に状況を想定した。

発災後の日数	まちの状況
１日目 （発災直後）	・ 初期消火活動が地域住民によって行われる。 ・ 救出救護活動が地域住民や消防、警察の協力により行われる。 ・ 負傷者が緊急医療救護所に搬送される。 ・ 避難所開設職員により避難所が開設される。 ・ 高齢者、障害者などの避難行動要支援者の一部が、周辺住民の避難行動支援により避難所に避難する。 ・ 交通機関の停止に伴い、駅周辺等に帰宅困難者が滞留する。 ・ 建物や電柱等の倒壊等により通行不可となる道路が多数発生し、主要幹線道路の渋滞が発生する。 ・ 延焼火災発生地域では、避難場所に向かう住民がいる。 ・ 安否確認や各種問い合わせが殺到する。 ・ 情報が混乱する。
２日目～３日目	・ 余震は続くも延焼火災は鎮静し避難行動も落ち着く。 ・ 避難者は、帰宅する者と避難所での避難生活を継続する者に分かれる。 ・ 帰宅困難者の一部が一時滞在施設等に残っている。 ・ 道路の啓開活動が行われる。 ・ 地域住民等による救出救護活動が引き続き行われる。 ・ 重症者の移送が行われる。 ・ ライフラインの応急復旧が始まる。 ・ 救援物資が到着しはじめる。
４日目～１週間	・ 被災区域が明確になり、復旧活動が本格化する。 ・ ライフラインの一部が再開する。 ・ 他自治体からの受援及びボランティアの支援が始まる。 ・ 避難所運営協議会による自主運営が始まり、避難所での避難生活が本格化する。 ・ 交通機関の復旧に伴い、帰宅困難者が減少する。 ・ 地域内輸送拠点に引き続き支援物資等が到着する。 ・ ゴミ、がれき、し尿が大量に発生する。 ・ 生活環境の激変により、心身の不安定な被災者が発生する。

第３章　計画の対象となる災害時優先業務

第１節　災害時優先業務の選定

１　選定基準

発災後の災害時優先業務は、災害応急業務及び停止・休止出来ない通常業務に大別される。区における全ての災害応急業務及び通常業務を抽出し、その上で以下に掲げる選定基準に基づき、災害時優先業務を選定した。

（１）区民の生命や重大な安全にかかわる内容を含むもの
（２）区民生活を支えるために不可欠な内容を含むもの
（３）業務の基盤となる事業（基幹業務）を含むもの

■災害時優先業務の概念図

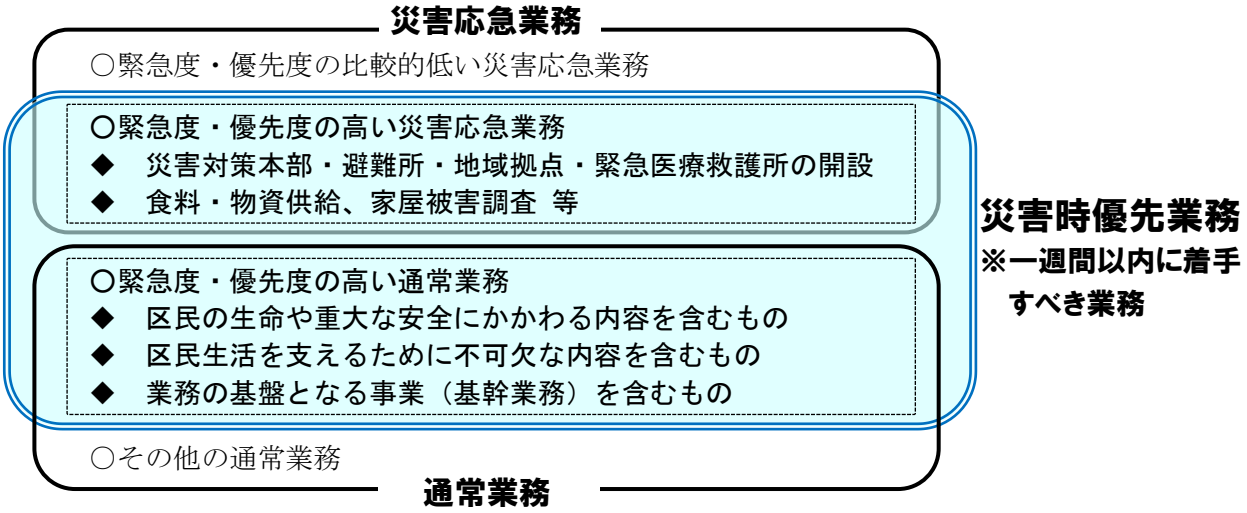

２　計画の対象業務

発災から約６割の職員参集が見込まれ、執務環境がおおむね整い、徐々に非常配備態勢へ移行するまでの１週間以内に着手する業務を対象とし、災害時優先業務とした。

また、ライフラインがおおむね復旧し、ある程度安定した被災者支援が見込めるまでの３０日間を業務継続計画の対象範囲とした。

■災害時優先業務の集計結果

業務の種別		業務数
災害時優先業務	通　常　業　務（内数）	２３件
	災害応急業務（内数）	６０件
		８３件
非常配備態勢移行後に実施する業務		７４９件
全　抽　出　業　務		８３２件

３　業務類型

災害時優先業務については、初動対応・応急対応・復旧対応の３分類に大別でき、各業務の着手時期及び目標復旧時間の状況を確認するなど、執行管理の目安として下図を活用する。

■災害時優先業務の業務類型と着手時期

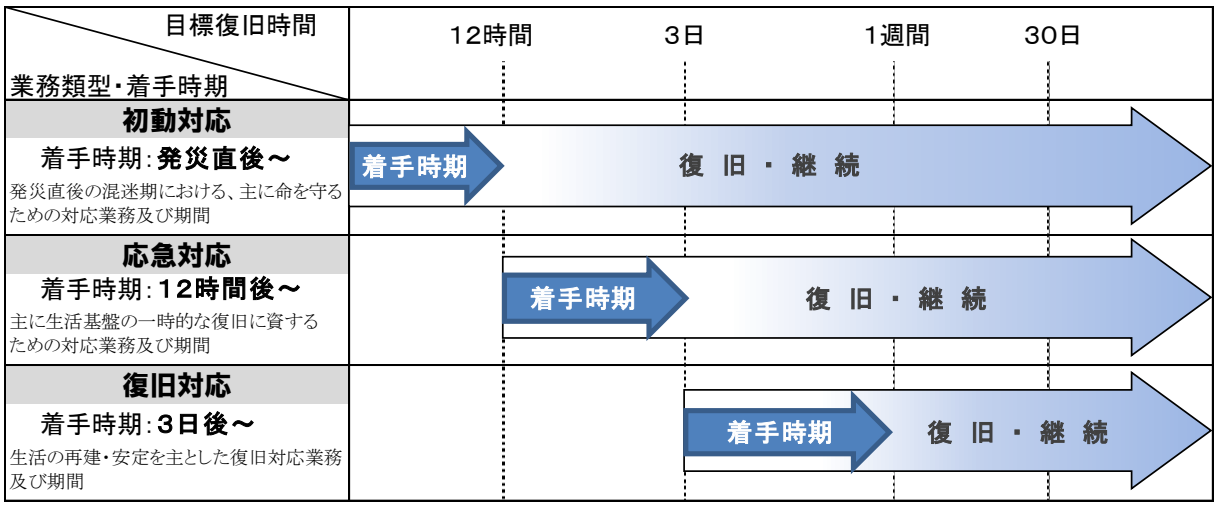

第２節　災害時優先業務時系列一覧及び主な担当部局

区は、行政機能の維持及び復旧を図るため、次頁以降に記載の災害時優先業務を実施する。

各業務にあたる職員は、矢印の始点が示す時間までには着手し、矢印の終点が示す時間までには目標レベル（最低限必要とする人員・執務環境が整った状態）での業務を開始できるよう努めなければならない。

＜災害時優先業務時系列一覧の表示例＞

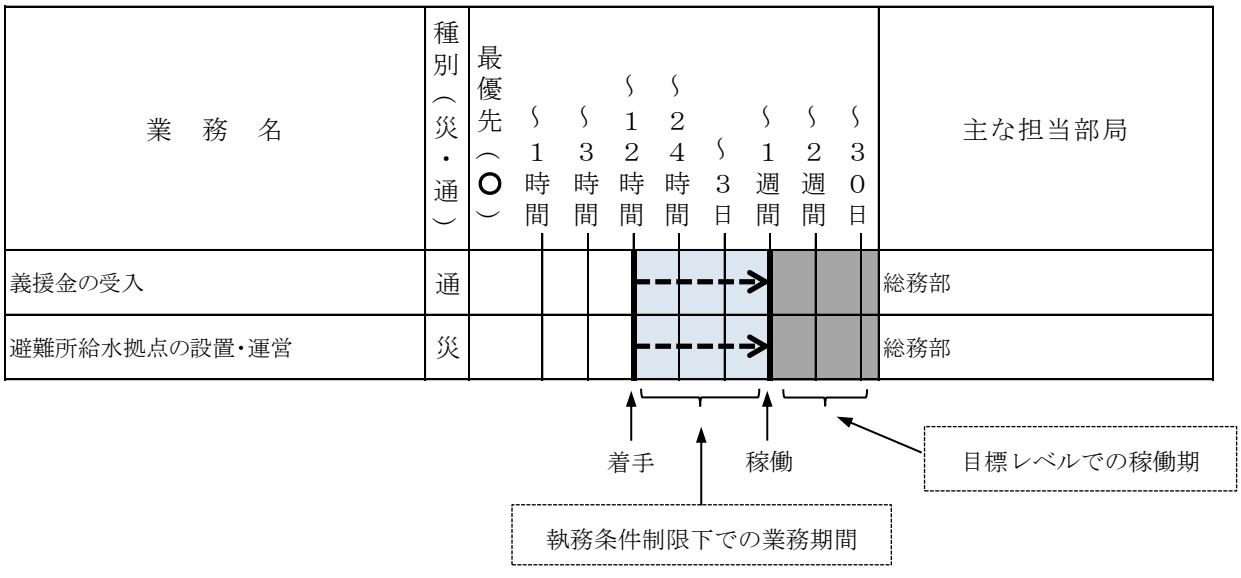

■災害時優先業務時系列一覧

	業　務　名	種別：災・通	最優先：○	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～30日	主な担当部局（災害対策本部設置時の組織名）
	初　動　対　応											
1	施設利用者及び避難者の安全確保（※開館施設に限る）	災	○→									施設を保有する全部署
2	区本庁舎・各施設の安全確認	災	○→									総務部・都市開発部・施設を保有する全部署
3	災害対策本部の設置・運営	災	○→									災害対策本部開設・運営職員
4	地域拠点の開設・運営	災	○→									地域拠点開設・運営職員
5	避難所の開設・仮運営	災	○→									避難所開設職員
6	緊急医療救護所開設、初動医療体制の確保	災	○→									健康部・緊急医療救護所開設職員
7	被害状況に関する情報収集・共有	災	○--→									全部署共通
8	各部本部の設置・運営	災	○--→									各部本部立ち上げの必要な部署
9	報道対応（※初動期の対応は№3に含まれる）	通	○--→									広報部
10	東京都及び防災関係機関との連携に関すること	災	---→									災害対策本部
11	自衛隊の災害派遣要請に関すること	災	---→									災害対策本部
12	区民への災害情報の広報（※初動期の対応は№3に含まれる）	災	---→									広報部
13	家屋被害概況調査	災	---→									都市開発部
14	情報機器の動作確認及び復旧	災	---→									災害対策本部（DX推進課）
15	遺体収容所の開設・運営	災	---→									福祉部・生活振興部・文化共育部
16	各施設内の状況確認	災	---→									施設を保有する全部署
17	災害対策本部と区議会災害対策本部との情報連携	災	---→									渉外部（区議会事務局）
18	医薬品・資機材の確保	災	---→									健康部
19	個別支援計画による安否確認	通	---→									健康部
20	区福祉・保育施設等の通所者・子どもの引き渡し（※土曜日に限る）	通	---→									福祉部・子ども家庭部
21	一時滞在施設の確保・開設	災	---→									文化共育部・生活振興部・教育部
22	帰宅困難者の誘導	災	---→									文化共育部・生活振興部・教育部
23	道路障害物除去、陥没復旧等の応急作業	災	---→									土木部
24	施行中工事現場の安全確認と応急処置	通	---→									都市開発部・土木部

	業　務　名	種別：災・通	最優先：○	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～30日	主な担当部局（災害対策本部設置時の組織名）
25	毒劇物衛生指導	通					→					健康部・環境部（衛生監視職員）
26	給水所及び応急給水槽による給水	災					→					総務部
27	遺体収容所関連資機材・要員の確保	災					→					福祉部・生活振興部・文化共育部
28	遺体調査、検案に関すること	災					→					福祉部・生活振興部・文化共育部
29	選挙管理委員会の運営（※選挙期間のみ）	通					→					渉外部（選挙管理委員会）
30	一次避難所の要配慮者の状況把握	災			→							福祉部・子ども家庭部・健康部・避難所開設職員
31	要配慮者受入れのための医療機関との調整	災			→							福祉部・健康部
32	避難行動要支援者の安否確認	通					→					福祉部・健康部
33	食料・物資供給計画の作成	災						→				生活振興部
34	食料・物品等の確保（食料・物資、輸送車両・人員、燃料）	災						→				災害対策本部・産業経済部
35	地域内輸送拠点の設置・運営（救援物資の受入れ態勢）	災						→				産業経済部
	応　急　対　応											
36	住民情報システムの被害調査と復旧	通					→					災害対策本部（DX推進課）
37	避難所補完施設の開設	災					→					災害対策本部・生活振興部・避難所開設職員
38	避難所運営組織の設置	災					→					避難所開設職員
39	避難所運営支援	災					→					生活振興部・教育部
40	化学物質取扱事業所調査	通					→					環境部・健康部（衛生監視職員）
41	江戸川区災害ボランティアセンターとの連携	災						→				災害対策本部・ボランティアセンター派遣職員
42	死亡届・火葬許可に関すること	通						→				生活振興部
43	火葬業務	災						→				文化共育部・生活振興部・福祉部
44	戸籍届（出生等）の受理に関すること	通						→				生活振興部

	業　務　名	種別：災・通	最優先：○	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～30日	主な担当部局（災害対策本部設置時の組織名）
45	他自治体応援職員の要請に関すること	通				→	→					災害対策本部・総務部
46	福祉避難所の開設・運営	災				→	→	→				災害対策本部・福祉部
47	福祉避難所への移送調整	災				→	→	→				福祉部
48	帰宅支援情報の収集及び提供	災				→	→	→				広報部・都市開発部
49	避難所給水拠点の設置・運営	災				→	→	→				総務部
50	端末等の被害調査	災				→	→	→				災害対策本部（DX推進課）
51	ごみ・し尿収集・運搬体制の構築	通				→	→	→				環境部
52	区民相談窓口の設置	災				→	→	→				広報部・生活振興部
53	義援金の受入れ	通				→	→	→				総務部・生活振興部
54	現金・有価証券の出納保管	通				→	→	→				会計課
55	災害保健活動（健康相談・こころのケア）	通					→					健康部
56	建物の応急危険度判定に関すること	災					→	→				都市開発部
57	コールセンターの設置	災					→	→				広報部
58	避難所への救援物資搬送	災					→	→				産業経済部
59	炊き出しの手配	災					→	→				生活振興部
60	感染症患者発生に関すること	通					→	→				健康部
61	ごみ・し尿の収集・運搬	通					→	→				環境部
62	衛生対応（防疫対策・動物対策）	災					→	→				健康部
63	帰宅困難者への帰宅促進	災					→	→				文化共育部・生活振興部・教育部
64	徒歩帰宅困難者への支援	災					→	→				文化共育部・生活振興部・教育部
65	帰宅困難者代替輸送の支援	災					→	→				都市開発部・文化共育部・生活振興部・教育部
66	帰宅困難者一時滞在施設の閉鎖	災					→	→				文化共育部・生活振興部・教育部
67	保育体制の確保	通					→	→				子ども家庭部
68	応急仮設住宅建設	災					→	→	→			総務部・都市開発部・生活振興部
69	一時提供住宅（みなし仮設）の確保	災					→	→	→			総務部・都市開発部・生活振興部

	業　務　名	種別：災・通	最優先：○	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～2週間	～30日	主な担当部局（災害対策本部設置時の組織名）
	復　旧　対　応											
70	住家被害認定調査	災						→				都市開発部･生活振興部
71	他自治体応援職員の受入れ及び調整	通						⇢	→			災害対策本部･総務部
72	食料･物資の安定供給	災						⇢	→			産業経済部
73	がれき処理に関すること	災						⇢	→			環境部･土木部
74	避難所閉鎖･移転	災						⇢	→			教育部･文化共育部･生活振興部
75	教育活動の再開	通						⇢	→			教育部
76	指定金融機関との連絡調整、審査･出納事務、公金の支払い	通						⇢	→			会計課
77	義援金の配分	通						⇢	→			総務部
78	福祉サービス及び保育園等の再開	災						⇢	→			福祉部･子ども家庭部
79	身元不明遺骨の保管	災						⇢	⇢	→		文化共育部･生活振興部･福祉部
80	罹災証明書発行	災							⇢	→		都市開発部･生活振興部
81	住家被害認定二次調査	災							⇢	→		都市開発部･生活振興部
82	応急仮設住宅への入居者の募集･選定	災							⇢	→		総務部･都市開発部･生活振興部、福祉部
83	応急仮設住宅入居者の生活支援に関すること	災							⇢	→		総務部･都市開発部･生活振興部

第３節　停止・休止した通常業務等の実施

各部局長は、非常配備態勢移行等の状況を踏まえ、災害時優先業務の着手状況及び復旧状況等を確認し、全抽出業務のうち災害時優先業務一覧に記載のない、停止・休止した通常業務等の実施に努めなければならない。

停止・休止した通常業務等は「非常配備態勢移行後に実施する業務一覧」として別に作成する。

なお、業務遂行に当たっては、以下の内容を参考にして実施に努めることとする。

■ 法令等に処理期限等の定めのある業務
　例： 許認可事務、予算事務、税務事務、国民健康保険事務、介護保険事務 等
■ 区民生活に密着するサービス業務
　例： 区民の生活及び財産を守るための相談、乳幼児保育、福祉サービス 等
■ 上記以外の通常業務
　例： 集会室等の提供、各種行事の実施 等

第４章　業務執行体制の確保

第１節　組織体制の確保

１　災害対策本部の設置

区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、江戸川区災害対策本部運営要綱第２章に基づき、区長指示により区災害対策本部を設置する。

夜間・休日等の勤務時間外に震度５強以上の地震が発生した場合は、特別非常配備態勢として区災害対策本部が自動的に設置される。職員はあらかじめ定められた場所に自主参集する。（危機管理部及び土木部職員は震度５弱以上で参集する。）

２　対応態勢の移行

特別非常配備態勢は、人員不足や指揮者不在により十分な組織対応がとれない状況での一時的な態勢である。組織対応が可能な人員数が確保された場合には、災害対策本部の指令に基づき職員を再配置し、速やかに非常配備態勢へ移行する。

非常配備態勢への移行は、災害時優先業務ごとに発災後３日間～１週間で徐々に行うものとする。

＜対応態勢の移行イメージ＞

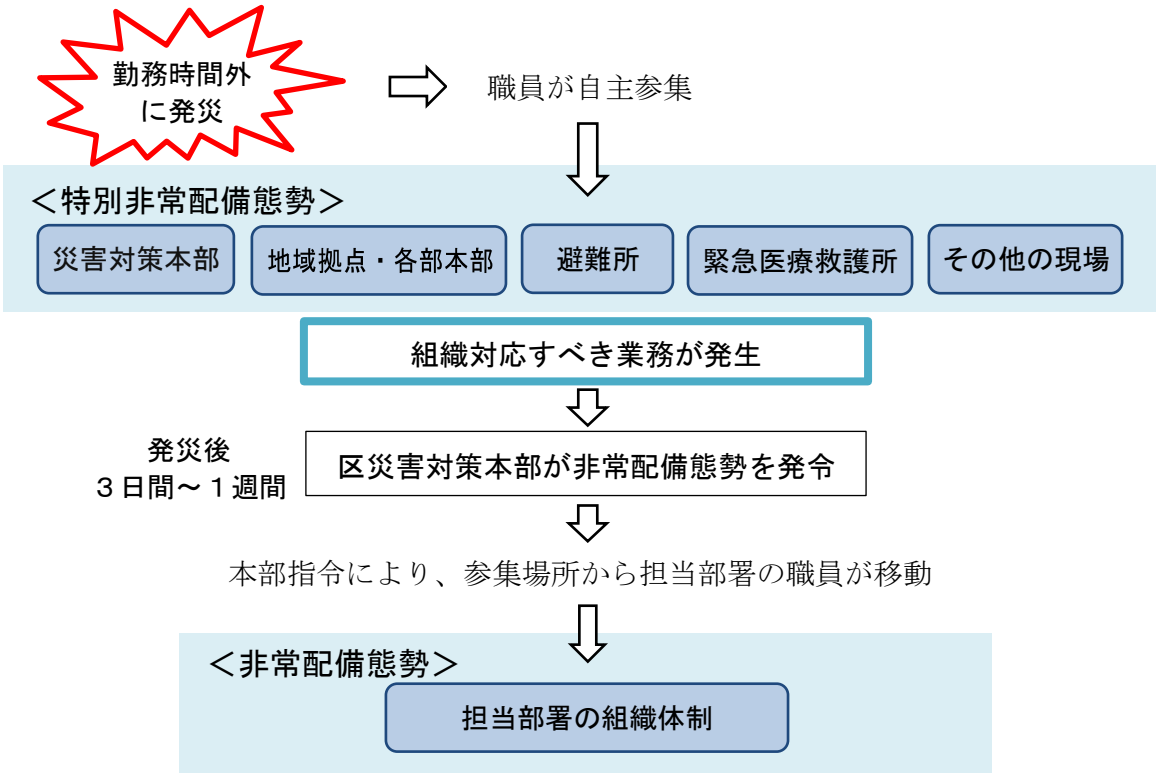

第２節　人員体制の確保

災害時に業務を円滑に実施・継続するためには、必要な人員を迅速に確保し適切に配置する必要がある。

そのため、特別非常配備態勢時の参集場所を各職員にあらかじめ定めている。

１　特別非常配備態勢における人員配置

（１）参集場所の決定

特別非常配備態勢時の参集場所は、①職員の居住地に基づく「住所要件」と②職員の所属部署に基づく「職務要件」を組み合わせて職員ごとに決定する。

全職員は、住所要件により参集場所が割振りされる。ただし、職務要件のある所属や機動部隊の指定を受けた場合には、原則そちらが優先される。

＜参集場所の決定基準＞

基 準	対　象　業　務
住所要件	・避難所の開設 ・緊急医療救護所の開設・運営 ・地域内輸送拠点の開設
職務要件	・災害対策本部 ・所掌事務の初動対応 ・地域拠点の開設・運営 ・地域内輸送拠点の運営 ・施設の安全確認 ・道路障害物除去 ・情報システムの維持、復旧 ・広報、広聴対応 ・庁舎管理 ・応急給水 ・ごみ収集、がれき処理等 ・化学物質取扱事業所調査 ・倒木等の撤去及び区立公園の復旧・整備 ・区議会対応 ・災害時要配慮者対策・福祉避難所開設 ・遺体収容所の開設、運営 ・緊急医療救護活動拠点運営 ・緊急医療救護所開設・運営及び保健衛生活動 ・医療救護受援施設開設・運営及び保健衛生活動 ・避難所管理 ・児童相談所 ・区立保育園運営 ・災害ボランティア対応 ・現金・有価証券出納管理

なお、区からおおむね 20 ㎞圏外に在住の職員は、上記の基準によらず所属職場へ直接参集するものとし、非常配備態勢への移行後の人員として想定する。

また、区立小・中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）は、震度５強以上の地震発生後、原則として勤務する区立小・中学校に参集し、児童・生徒の保護及び避難所の運営補助に従事する。

（２）機動部隊職員の任命

災害対策本部に参集する職員のうち、災害対応に係る能力・知識を持った職員を事

前に機動部隊職員として任命する。機動部隊職員は、災害時に各現場責任者に対し、指示・判断等に関するサポートを行う。

２　特別非常配備態勢における職員参集の想定

本計画では、人員体制の検討に当たり、第２章に示した震度６弱～７の地震が勤務時間外に発生した場合の参集調査を全区職員及び区立小・中学校に勤務する教職員に対して実施した。調査には、実際の被災状況として想定し得る最も厳しい条件を設定し、調査結果から時間経過ごとの参集見込み人員を算出した。

なお、職員は人命救助など、真にやむを得ない状況を除き、速やかに指定場所に参集しなければならない。

（１）調査条件（令和５年度実施）

○ 対 象 者 … 特別非常配備態勢で配置された区職員（3,283 人）
　　教職員（2,820 人）

○ 参集方法 … 徒歩：２㎞/h、準備時間 30 分
　　（道路のがれきや負傷者対応を勘案し平均速度の半分とした。）

○ 参集場所 … 各職員にあらかじめ定められた参集場所

○ 想定条件 … ① 区境に架かる橋梁が通行不能で、区外在住職員は発災後３日間参集不可。（迂回等で４日目から１週間以内に参集する。）
　　② 自宅の耐震性が不十分な場合、及び職員自身や家族に特段の事由（病気、高齢者等の看護等）があると回答した職員は参集不可。

○ そ の 他 … 調査実施時点で長期休暇を取得している職員は参集不可。
　　参考として自宅の家具の固定状況も調査した。

（２）調査結果に基づく参集見込み人員

＜全体の参集見込み人員＞

■ 区職員（全 3,283 人）

参集時間	～1 時間	～3 時間	～6 時間	～24 時間	～3 日	～1 週間
人数(人)	530	1,263	1,633	1,633	1,633	2,184 (2,383)
参集率(%)	16.1	38.5	49.7	49.7	49.7	66.5 (67.4)

※ 括弧内は調査条件の遅参想定②に該当する職員が参集した場合

■ 教職員（全 2,820 人）

参集時間	～1 時間	～3 時間	～6 時間	～24 時間	～3 日	～1 週間
人数(人)	26	362	463	489	489	1,545 (1,440)
参集率(%)	0.9	11.8	16.4	17.3	17.3	54.8 (54.3)

※ 括弧内は調査条件の遅参想定②に該当する職員が参集した場合

＜参集場所別の参集見込み人員＞

参集場所	配置数	1時間	3時間	6時間	24時	3日	1週間
本庁舎 （第二、第三庁舎含む）	655人	33	273	369	369	369	479 (655)
	100%	5.0	41.7	56.3	56.3	56.3	73.1 (100.0)
各事務所（地域拠点）	247人	12	84	125	125	125	172 (247)
	100%	4.9	34.0	50.6	50.6	50.6	69.6 (100.0)
清掃事務所 （区政会館参集含む）	214人	0	7	34	34	34	109 (214)
	100%	0.0	3.3	15.9	15.9	15.9	50.9 (100.0)
中里ビル （倒木撤去・公園復旧）	57	0	21	34	34	34	43 (57)
	100%	0.0	36.8	59.7	59.7	59.7	75.4 (100.0)
保健所・ 健康サポートセンター	89人	0	20	33	33	33	57 (89)
	100%	0.0	22.5	37.1	37.1	37.1	64.0 (100.0)
緊急医療救護所	216人	42	103	119	119	119	137 (216)
	100%	19.4	47.7	55.1	55.1	55.1	63.4 (100.0)
総合文化センター （物資輸送拠点）	9人	4	6	6	6	6	7 (9)
	100%	44.4	66.7	88.9	88.9	88.9	77.8 (100.0)
小・中・高等学校 （避難所）	1,428人	414	626	736	736	736	931 (1,428)
	100%	29.0	43.8	51.5	51.5	51.5	65.2 (100.0)
小・中学校に 参集する教職員	2,820人	26	362	463	489	489	1,545 (2,820)
	100%	0.9	12.0	15.4	16.3	16.3	51.3 (100.0)
福祉避難所	17人	4	11	11	11	11	12 (17)
	100%	23.5	64.7	64.7	64.7	64.7	70.6 (100.0)
遺体収容所	61人	1	19	40	40	40	49 (61)
	100%	1.6	31.2	65.6	65.6	65.6	80.3 (100.0)
グリーンパレス （区災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ）	5人	1	2	3	3	3	5 (5)
	100%	20.0	40.0	60.0	60.0	60.0	100.0 (100.0)
児童相談所	22人	0	6	13	13	13	17 (22)
	100%	0.0	27.3	59.1	59.1	59.1	77.3 (100.0)
区立保育園	31人	7	23	26	26	26	28 (31)
	100%	22.6	74.2	83.9	83.9	83.9	90.3 (100.0)
勤務地	232人	12	62	84	84	84	138 (232)
	100%	5.2	26.7	36.2	36.2	36.2	59.5 (100.0)

※括弧内は調査条件の遅参想定②に該当する職員が参集した場合

＜遅参事由がある職員＞

遅 参 事 由	区職員(3,283 人)	教職員(2,820 人)
区外在住	1,540 人 (46.9%)	1,912 人 (67.8%)
自宅の耐震性が不十分	297 人 (9.0%)	301 人 (10.7%)
職員自身、家族に特段の事由あり	1,096 人 (33.4%)	1,086 人 (38.5%)

＜参考＞

自宅の家具の固定が不十分 … 区職員 1,063 人(32.4%)、教職員 727 人(25.8%)

本区は河川や海に囲まれているため、最も厳しい状況として区境の橋梁が通行不能で区外在住職員が発災後３日間参集できない事態を想定した。

調査結果によると、発災後６時間までに区職員の約 50%、教職員の約 16%が参集し、その後は、ほぼ増員のない状態で発災後３日間の対応を行うこととなる。４日目からは区外在住職員が参集しはじめ、１週間後までには区職員の約 67%、教職員の約 55%が確保される見込みである。

なお、自宅が被災した職員及び職員自身や家族に特段の事由がある職員が参集可能となれば、１週間後までに略全ての人員を確保できる。

３　事案決定権

平常時の事案決定権については、江戸川区職務権限規程に定められており、第５条には決定権者が不在の場合の代決について規定されている。災害時にも原則として同規程に基づき、業務を決定し執行するものとする。

特別非常配備態勢では、組織及び業務が平常時と大きく異なるため、江戸川区災害対策本部運営要綱には、参集した職員は参集場所における最上席者の指示に従うものと定められている。

また、区長不在の場合には、災害対応の特殊性に鑑み、以下の順位のもと区災害対策本部長の代理を務めるものとする。

第１位：担任副区長　　第２位：他の副区長　　第３位：教育長 第４位：危機管理部長　第５位：部長級職員 ※部長級職員は、行政順に【例】経営企画部長→ SDGs 推進部長→ …

４　職員の交替体制

大規模な災害時には区の総力を挙げて対応に当たり、全職員が業務に従事することが前提であり、職員個人の負担が大きくならざるを得ないことが予想される。

ただし、災害対応業務は、発災直後から区全体が復興に至るまで長期間に及ぶことから、安定的な業務の遂行には、職員の健康管理に可能な限り留意することが必要と

なる。

そのため、各部局の責任者は職員の勤務状況を監督し、**原則として職員が帰宅できない日が３日を超えることのないよう、部内における交替体制の構築に努める。**

また、外部自治体からの応援職員によって人員が確保された場合など、状況に応じて職員の休暇取得に配慮する。

５　庁内の応援体制

複数の業務の集中や職員参集の遅れなどにより、特定の部署の人員が不足する場合、庁内の部署を越えて職員の人員配置を調整する必要がある。

総務部職員課は、各部局からの要請に応じ、区災害対策本部と協議の上、比較的余裕のある部署の職員を人員不足の業務に配置する。

なお、部署内での職員配置の調整は、各部局長の責において行うものとする。

＜応援が必要と想定される業務＞

業　　務	担当部署
救援物資の受入れ・配給	産業経済部
住家被害認定調査	都市開発部、生活振興部
罹災証明書発行	生活振興部
がれき処理に関する業務	環境部、土木部
応急仮設住宅入居に関する業務	都市開発部、生活振興部

６　外部自治体からの受援による体制

災害時の業務は膨大であるため、区職員のみでは人員が不足する事態が想定される。

その場合、区は東京都や被災地外の自治体に応援職員の派遣を要請する。

応援要請の際には、応援職員を配置する業務を特定し、求める人員数、職種、技能、期間等を明確にする。また、応援職員の宿泊場所については、出来る限り、使用できる区施設や区内外の民間施設等を確保するが、応援側での確保も依頼する。

なお、応援職員の受入れはこれまでの災害教訓より、発災後２週間程度からと想定する。

＜外部応援職員の配置が想定される業務＞

・避難所運営	・戸籍管理業務	
・住家被害認定調査	・罹災証明書発行	
・祖税関連業務	・給付金、義援金に関する業務	
・仮設住宅に関する業務	・保健衛生業務	など

７　課題と今後の取り組み

（１）職員の家庭における震災対策の徹底

阪神・淡路大震災における死亡原因の約８割は、倒壊建物や転倒した家具の下敷きになったことによる窒息・圧死である。職員は、自らの責務を果たすために平常時から自宅の耐震化や主な家具の転倒防止などの対策を講じなければならない。

職員参集調査では、区職員の 9%、教職員の 11%が自宅の耐震性が不十分又は不明と回答し、また、区職員の 32%、教職員の 26%が家具の転倒防止を全くしていないと回答している。

区の災害対応の責務を果たすため、今後、職員個人の対策推進と防災意識の向上を進めていく。

（２）人員配置の適正化

職員参集調査の結果が示すように、災害時には参集できる職員が限られている。そのような状態においても、各業務の稼働時期に最低限必要な職員数を確保することが必要である。

そのため、業務内容の専門性と迅速性の優先度を考慮しながら特別非常配備態勢における人員配置の見直しを随時進めていく。

（３）災害応急業務遂行のための各部対処マニュアルの整備

職員が適切かつ迅速に災害対応業務を実施できるよう、各部局は、あらかじめ業務の具体的な実施手順や関係機関との連携について検討し、マニュアルとして整備しておくことが必要である。

また、専門的な知識や技術が求められる業務について災害時に必要人員を確保できない場合がある。そのため、人員不足が予想される専門業務は、他の一般職員で最低限の対応ができるマニュアルを整備しておくこととする。

各業務の担当部署は、マニュアルを整備し、実行性を確保するため定期的に訓練を実施するものとする。また、マニュアルは訓練結果に基づいて随時見直しを図り、継続的な改善を行う。

第３節　業務執行環境の確保

１　庁舎・執務スペース等

１－１庁舎等

（１）現状と課題

本庁舎及び地域拠点となる５事務所の耐震改修促進法によるIs値は以下のとおりである。

■本庁舎・小松川事務所・小岩事務所・東部事務所・鹿骨事務所・・0.66

■葛西事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.75

一般的な建物の揺れに対する安全性の判断基準としては、耐震改修促進法において、Is値※が0.6以上であることが挙げられている。しかし、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（国土交通省）、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（2001年改訂版財団法人日本建築防災協会）等によると、災害時に拠点となる公共施設はIs値が0.75以上、区役所等の災害対策活動の拠点となる公共施設はIs値0.9以上が求められている。

現状での本庁舎は、一定の安全度は確保されているものの、災害対策本部設置のための十分な強度を有しているとは言えない。

首都直下地震が発生した場合には、各庁舎自体の被害のほか、ライフライン等の被害に伴い、停電・ガス供給停止・断水・下水管路の損壊、電話等の通信遮断等の発生が想定される。また、屋内で壁や天井が破損する等、本庁舎等が機能不全を起こす被害を想定し、代替施設での業務執行体制も記載する。

※ Is値　：　構造耐震指標のこと。地震力に対する建物の強度、靭性（変形能力・粘り強さ）を考慮し、建築物の階ごとに算出する。

（２）発災時の対応

ア　初期消火対応

火災が発生した場合には、直ちに初期消火を行うとともに、来庁者及び職員等の避難誘導を行う。

イ　庁舎の被害状況確認

庁舎への立入りの可否を判断するために、庁舎管理者が、建物の安全性を目視で確認する。危険な箇所が発見された場合には、庁舎管理者は早急に来庁者・職員等を安全な場所に避難させるとともに、立入禁止区域の設定や利用制限区画の設定と表示を行う。

建物に被害が発生した場合、各庁舎管理者及び関係部署は、できる限り来庁

者・職員等の安全や業務継続への支障度が大きい箇所を優先して、応急修理を実施する。

ウ　代替施設への機能移転

本庁舎等が使用不能と判定された場合は、代替施設での応急対応態勢によるものとするが、業務執行上本来必要とされる電源・全庁ＬＡＮ回線・パソコン・通信機器等の設備や事務用品等の資源不足が見込まれる。各部局においては代替施設での業務を執行する際に必要な資機材及び紙ベースでの対処方法等について、対処マニュアルを作成し反映させるものとする。なお、災害対策本部・地域拠点及び各部局の代替施設はＰ２３の代替施設一覧によるものとする。

エ　守衛の対応

本庁舎においては、震災直後、守衛が火元の確認や庁舎のチェックを行い、庁舎管理者に引き継ぐ。

（３）今後の取り組み

ア　計画的な庁舎耐震化の推進

計画的に庁舎の耐震補強を実施する。

特に、本庁舎における建替又は耐震補強を推進する。

イ　非構造材の震災対策の強化

庁舎管理者は、天井材・照明器具・窓ガラス等を定期的に点検し、破損するおそれのある箇所の補修、補強を実施するとともに、実際に破損した際の対応策（補修物資の準備等）について検討する。

ウ　各代替施設への外部電源接続盤の整備

代替施設での業務執行に当たり、電源を必要とする業務が多いことから、早期の電源確保が急務であり、安定した電源を確保するため電源車等による外部電源設備の確保及び接続盤の整備を検討する必要がある。

エ　保守事業者との連携の強化

庁舎施設の早期復旧に向け、保守事業者と契約時に震災時の対応について確認、協議を行い、庁舎施設の早期復旧に向けた体制を整える。

オ　マニュアルやチェックシート等の整備・充実

各部局は、震災時に実施する各種事項の具体的方法等を決めておく。また、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。

１－２執務スペース

（１）現状と課題

執務空間における壁面キャビネットの転倒移動防止対策については講じられているが、机・椅子・電子機器等、全般的に転倒移動防止対策が十分に講じられていない。

また、ガラス飛散防止対策に関しては、一部で飛散防止フィルム施工を実施しているが、十分ではない。

このため、什器等の転倒、窓ガラス等のガラス飛散などにより負傷者が発生すること、また、転倒した什器等や飛散した窓ガラスの撤去のために、執務可能な環境に回復させるために数時間程度の時間を要することが考えられる。

（２）今後の取り組み

発災時の来庁者、職員の命を守るため、什器等の転倒防止、窓ガラスの飛散防止対策等の建物環境整備に努める。

１－３ エレベーター

（１）現状と課題

区内全域で震度６弱以上が想定されるため、発災直後に全てのエレベーターが停止し、物理的な被害や余震の影響、点検を受けるまでは使用を控える等の理由により、停電が復旧しても当面はエレベーターの利用は困難となる。

地震、停電時等には管制運転により自動的に最寄り階等で停止、扉が開く機能を有しているため、閉じ込めは発生しにくいものと考えられる。

（２）今後の取り組み

ア　閉じ込めの有無把握

庁舎管理担当者は、災害時において閉じ込めの有無を確認し、「エレベーター内確認済」の表示をする。

イ　保守事業者への復旧要請

庁舎管理担当者は、速やかにエレベーターの保守管理業者と連絡を取り、復旧依頼を行う。特に閉じ込め事故が発生している場合には、その旨を伝え、至急の対応を要請する。

ウ　復旧状況等に関する周知

庁舎管理担当者は、エレベーターの状況を庁内に周知するとともに、使用できない当面の間は、階段を利用することを併せて周知する。

エ　区民サービス

各庁舎等では、区民サービスの臨時窓口を１階に設置するなど、柔軟な対応を行う。

■ 代替施設一覧

災害対策本部設置時の名称		代替施設
災害対策本部（危機管理部・災害対策本部室）		総合文化センター
地域拠点 （生活振興部の各事務所含む）	区民課	総合文化センター
	小松川	小松川健康サポートセンター
	葛西	葛西健康サポートセンター
	小岩	小岩図書館
	東部	東部フレンドホール
	鹿骨	鹿骨健康サポートセンター
広報部（広報課）		総合文化センター
総務部（総務部）		総合文化センター
総務部（会計課）		総合文化センター
都市開発部		総合文化センター
環境部（環境推進課）		中央図書館
環境部（清掃課）		小岩清掃事務所
文化共育部		中央図書館
福祉部		中央図書館
子ども家庭部		総合文化センター
子ども家庭支援センター		東部フレンドホール
健康部		中央図書館
土木部		総合文化センター
教育部（教育委員会事務局）		総合文化センター
渉外部（選挙管理委員会事務局・監査委員事務局）		総合文化センター
渉外部（区議会事務局）		中央図書館

※上記代替施設で業務を執行するに当たり必要となる資源については、各部局において事前に検討し、発災時にできる限りの対応ができるような措置を講じておく。

２　ライフライン

２－１　電力

（１）現状と課題

被害想定では、電力の復旧に約４日間を要すると想定されているが、本庁舎等の主要な公共施設は、事業者による優先的な復旧が期待される。

本庁舎では、約４日間連続発電可能な非常用発電機が整備されているものの、他の拠点施設で配備しているポータブル発電機は、最低限の電力供給に限られる。このため、本計画では外部からの電力供給の再開以前には、ほぼ停電状態が発生するものと想定する。

（２）今後の取り組み

ア　非常用電源の確保

停電発生時であっても業務継続できる体制を整えるため、計画的に非常用発電機周辺の整備・強化を図る。

また、ポータブル発電機の計画的な配備や、建設機械レンタル会社等との災害時における発電機レンタル協定の締結により外部電源を確保するとともに、各施設においては外部電源接続盤の設置を推進していく。

イ　非常用発電機の操作方法の習熟

停電発生時に本庁舎の非常用発電機は、自動的に起動するように設定されているが、地震の影響等により自動起動しなかった場合に備えた手動起動訓練を実施する。

ウ　非常用発電機の燃料確保体制の強化

非常用発電機及び、ポータブル発電機の稼働を継続させるための燃料確保策の実行性を高める。(燃料供給事業者との協定締結、震災時の調達方法の検討等)

エ　自前での応急復旧工事対応の実現性検討

災害時における自前での応急復旧工事対応の実現性（土木・建築・電気・機械等の技術職の対応）、資機材の事前確保の可否や建設機器等の操作資格取得について検討する。

オ　非常用電源の効果的な運用方法の検証

非常用電源を効率的に使用するための運用ルールを策定するとともに、非常用発電機からの電力供給経路の再検討、対象であるコンセントを色分けするなど、利用方針について各部局で調整する。

カ　停電を想定した手作業による業務継続方法の検討

各部局は、停電を想定してパソコン・プリンタ等を利用しない手作業等による業務継続方法について、データの紙ベース保管や必要な手書き様式等の検討を含め、事前に準備しておく。

２－２ 飲料水

（１）現状と課題

区内では広域的に断水が発生するため、各拠点施設でも長期的に断水する可能性が高い。

平地置き及び地下の受水槽では、受水槽内の水が利用できる可能性が高い。

一方で屋上等の高架水槽については、水槽や配管に特別な耐震対策が実施されていないため、地震時に利用困難となる可能性がある。

（２）今後の取り組み

ア 手動（手くみ）による水の供給（各課所有のポリタンク及びやかん等の使用）

イ 蛇口取付けの設備改善（鹿骨事務所）、手動ポンプ等の配備

■ 拠点施設の水槽（設備名称・容量）

拠点施設名	設備名称（設置場所）	容　量
本庁舎	**受水槽**（東側屋外・地下）蛇口有	**３６ｔ（１８ｔ×２）**
	高架水槽（東棟屋上）	１０ｔ
	高架水槽（南棟６階・高架水槽室）	１０ｔ
第二庁舎	**受水槽**（地下）手動ポンプ配備	**９ｔ**
小松川事務所	**受水槽**（屋外）蛇口有	**１６ｔ**
葛西事務所	**受水槽**（一階屋外）蛇口有	**２５ｔ**
	高架水槽	１０ｔ
小岩事務所	**受水槽**（地下駐車場）蛇口有	**１２ｔ**
	高架水槽（屋上）	８ｔ
東部事務所	**受水槽**（北側・屋外）蛇口有	**１２ｔ**
	高架水槽	４ｔ
鹿骨事務所	**受水槽**（東側・屋外）蛇口無	**２０ｔ**
	高架水槽（屋上）	６ｔ

■ 受水槽のみ、利用可能の場合

（貯水量）36＋9＋16＋25＋12＋12＋20＝130ｔ＝130,000ﾘｯﾄﾙ

全職員数（平成30年4月1日現在）3,715人（必要量:1日3ﾘｯﾄﾙ）

130,000÷(3,715×3)＝<u>約11日分相当確保</u>

特別非常配備体制24時間以内参集予定職員数　1,353人（必要量:1日3ﾘｯﾄﾙ）

130,000÷(1,353×3)＝<u>約32日分相当確保</u>

※ <u>各拠点施設の受水槽が使用可能の場合、十分な職員の飲料水は確保できる。</u>

２－３ トイレ

（１）現状と課題

飲料水と同様に水洗トイレについても、江戸川区内で広域的に断水が発生するため、水の利用に支障が発生し、水洗トイレでの水の利用が困難となる可能性が高い。

また、職員用に限定した災害用トイレは備蓄していない。

このため、本計画では全ての拠点施設で地震時には水洗トイレが利用困難となる状況を想定し、マンホール対応型トイレ等の仮設トイレが設置されるまでは十分なトイレの利用が困難となる。

阪神・淡路大震災では、仮設トイレを100人に1 基の割合で確保できた段階で苦情がかなり減少した。同じ割合で各庁舎職員用の仮設トイレを確保しなければならない。災害用トイレとしては、仮設トイレ以外にも携帯トイレや簡易トイレ等もあり、これらを備蓄する方法も考えられる。

【参考】阪神・淡路大震災におけるトイレの原単位

神戸市では、仮設トイレの設置目標を順次高め、当初は避難者150人に1基、その後100人に1基を目標にした。100人に1基行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減り、75人に1基達成できた段階では苦情がほとんどなくなった。

出典：阪神・淡路大震災教訓情報資料集（内閣府）

（２）今後の取り組み

ア　マンホール対応型トイレの活用

マンホール対応型トイレの増配備及び保管場所の検討を進める。

イ　携帯トイレ等の備蓄導入（20枚入・約2千円）

下水設備復旧までの期間にトイレが使用不能になる可能性を考慮し、職員個人による携帯トイレ等の備蓄並びに全庁的な必要量把握及び備蓄を進める。

３ 通信・情報システム

３－１ 電話

（１）現状と課題

本計画では、一般の固定電話は４日間、不通状況が継続すると想定する。

また、携帯電話においても、特に発災直後は安否確認等がピークとなるため、非常につながりにくくなる。

災害時優先電話は発信の際に規制を受けないことが特長であるため、着信で使用しないよう、使用方法を周知しなければならない。

更に、代替施設においては各使用予定スペースに当初より電話の配線がないため、発災時に使用可能な状況整備の検討が必要である。

（２）今後の取り組み

情報通信は震災時の情報連絡に不可欠な資源であり、利用可能な電話を有効に活用することと併せて、インターネットを含め、総合的に情報通信手段を確保することが必要となる。

ア 災害時の通信手段確保に関する通信事業者との連携強化

災害時における優先的な復旧、ポータブル衛星車の派遣等に関して通信事業者との協定締結を目指す。また、設置・利用に係る訓練を実施する。

イ 災害時優先電話等の効果的な活用方法の検討

拠点施設ごとに災害時優先電話の場所を特定し、明確にするとともに災害時の効率的な利用方法（災害時優先電話は発信専用とし、平時より番号を対外的に公開しない等）について、職員に周知を図る。

ウ 代替施設への回線整備

代替施設として使用するスペースでの通信を可能にするため、あらかじめ新規回線を引き込む又は休止回線を使用する等の検討をしていく。

３－２ 防災無線

（１）現状と課題

江戸川区における防災無線は、以下のシステムから構成されている。

ア 防災行政無線（屋外受信機）【区→区民】

防災行政無線は、緊急的な情報を広範囲に迅速に伝えることができる基本的な情報伝達手段であるが、屋外スピーカーの設置場所や、家屋の機密性に加え高層建物の増加などにより、聞き取りにくい地域もあるため難聴地域を極力、解消する必要がある。

イ　防災行政無線（屋内受信機）【区→避難所等】

災害対策本部から小中学校等の避難所へ音声等による災害情報の伝達を行う。

ウ　ＭＣＡ無線【区⇔職員等】

大規模災害等の発生時において、災害対策本部から各拠点施設、車載無線機、防災関連機関との間で音声等による災害情報の伝達・収集を行う。

（２）今後の取り組み

防災行政無線の整備のほか、有効な情報伝達手段であるＦＭ放送（ＦＭえどがわ：84.3ＭＨｚ）やケーブルテレビ（Ｊ：ＣＯＭ）についても積極的に連携を図る。

様々な災害情報について、区公式ホームページの他、「えどがわメールニュース」、「江戸川区公式X（旧ツイッター）」「江戸川区公式LINE」「江戸川防災アプリ・防災ポータル」など、区の多様な情報ツールを活用していく。

災害時における情報の収集及び伝達は、災害時優先業務を実施するに当たり非常に重要であり、災害時であっても情報を確実に伝達する手段を確保する必要がある。

ＭＣＡ無線機器の転倒防止策等については、再確認する必要がある。

また、習熟度の低い職員が利用する場合には、使用に時間がかかる等の理由で支障を伴うため、継続して定期的な操作訓練を実施する必要がある。

３－３　各種業務システム

（１）現状と課題

江戸川区の主な業務システムサーバは、耐震建屋のデータセンターに設置されており、これらのサーバは転倒防止や非常用電源設備の確保、データのバックアップ等の対策が取られているため、システムが長期にわたって停止するような被害はないものと想定される。

しかし、庁舎の通信機器やインターネットのネットワーク等が被災した場合には、発災後数日程度は、インターネットの回線性能が低下し、サービスが利用できなくなる可能性がある。

このため、本計画では電力や回線の問題等が発生する場合には当該施設に設置された主要業務システムが数日程度は利用困難になるものと想定する。

（２）各部局における発災時の対応策

ア　書類整理やデータのバックアップ、定期的な更新

災害時優先業務等の実施に当たり必要な書類の整理やデータのバックアップ、定期的な更新等を行うこと。

また、それらが電子媒体の場合、災害時にパソコン等の被害や停電で利用できない状況を想定し、紙媒体等での保管や同時被災しない場所での電子媒体での保管等（情報漏えいに注意）を検討する。

イ　災害時対応に係るシステム保守業者との連携強化

システムの保守業者との優先復旧契約締結や、早期復旧に係る契約内容の見直しを行う。

ウ　業務システム利用不可時における代替策の検討

インターネットや業務システムが利用できない場合を想定して、手作業等による代替手段や、その際に必要な情報（資料等）を事前に紙媒体で保存し、その管理方法を決め、サーバの設置場所、各種連絡先等と共にマニュアル化を図る。

エ　非常用電源の強化

停電発生時であっても業務継続できる体制を整えるため、非常用発電機の給電範囲の見直し、配線の増設、外部電源接続盤の設置、燃料備蓄の充実、ポータブル発電機の整備等について検討していく。

また、燃料供給事業者と震災時の燃料供給に関する協定の締結、調達方法について協議していく。

４ 資機材・用品等

（１）現状と課題

業務継続上必要となるコピー用紙や、プリンター等のトナー、インク、電池等の消耗品については、全庁的に在庫に関する明確な基準がなく、在庫が無くなりそうになったタイミングで補充されているため、本計画では地震時にそれらが不足するものと想定する。

なお、定期的な集中購買がされているコピー用紙等の主要消耗品については、庁内全体では平均的に発注間隔日数の半分程度の在庫はあるものと期待できる。

（２）今後の取り組み

ア　庁舎内の消耗品融通に資する情報共有

庁舎内の各種の消耗品のうち、相互に融通が可能なものについては庁内で効率的な調達を図ることができるよう事前に調査を行い、情報を共有しておく。（コピー用紙・トナーは別の課からの調達が可能等）

イ　用紙やトナー・インク等の不足時の代替策の事前検討

用紙やトナー・インク等の不足により、災害対応に必要な様式等が印刷・コピーできない場合の代替策について、事前に検討しておく。（平時より、ある程度の部数の様式を印刷して保管しておく等）

ウ　平常時における調達業者との調整

平常時からの調達業者と契約内容等の見直しなどを行うとともに、用紙、トナー・インク等が不足し業務継続が困難となる場合に、直ちに確保を図るための緊急の納品の可能性について協議しておく。

５ 職員用備蓄（食料・飲料水・生活用品等）

（１）現状と課題

発災後、職員は職場や被災現場で継続的に応急対応業務に従事することが想定され、災害時優先業務を迅速かつ適切に実行することが、被災者への救援対策につながる。

職員の体力の消耗を補い、実施体制を整えるため、職員用の食料や飲料水を確保する必要がある。

しかし、現状では職員用の食料、飲料水、生活用品等については備蓄が行われていない。

発災２～３日目以降は、流通備蓄物資等により職員用の飲料水や食料等が確保できる可能性が高い。

このため、本計画では１日目の食料等が不足するものと想定し、外部からの調達に頼ることとなる。

飲料水については、Ｐ２５に記載のとおり受水槽等に確保されている水を利用することで、全職員の飲料水を賄うことが可能と考えられる。

（２）今後の取り組み

ア　職員用の食料等の備蓄、管理体制の検討

東京都では、災害対策本部の業務に従事する職員の３日分を基準として、非常用食糧を都庁舎及び各事務所に備蓄をしている。本区においても、災害発生後、泊まり込みを含めた災害時優先業務対応に従事する職員の様々な食料等、生活用品について、必要量把握及び備蓄を進める。

参考：東京都業務継続計画記載の職員1人１日当たりの食糧

乾パン１食、アルファ化米２食、飲料水３リットル、野菜カレー１食、ようかん１食

イ　食料、飲料水等の自主的確保の推奨

各職員が自主的に防災備蓄品（食料・飲料水・携帯トイレ等を含む）を確保し参集時に持参することを周知徹底することで、食料・飲料水等の確保を図る。

ウ　協定による確保

備蓄、持参等による食料等の確保が困難な場合、協力事業者からの確保を行う。

第４節　協定団体との連携

区単独では十分に対応できない業務について、防災関係機関及び民間団体等と災害時協力協定を締結し、執行体制の確保を図っている。

＜主な協定内容＞

種　類	主　な　内　容
自 治 体	相互応援（特別区、市川市、城里町ほか）
情　報	災害情報の放送、情報交換
医　療	医療救護活動、医薬品等の供給
食料・物資	応急物資の供給
輸　送	物資等の輸送
し尿処理	仮設トイレの供給、し尿収集
避難施設	避難施設の提供
遺体取扱	葬祭用品の供給
復　旧	道路及び建物の復旧
そ の 他	法律相談、建物の安全点検　等

１　連携体制

協定団体は区からの要請に基づき、可能な範囲で災害対応業務に協力する。

災害対応業務の実施に係る協定団体との具体的な連携は、原則として当該業務の担当部署が行うものとする。ただし、全体の災害対応業務に関連する内容については、区災害対策本部が担当する。

２　課題と今後の取り組み

（１）協定の実効性の確保

災害時の円滑な連携のためには、協定団体の実態を把握し、連絡体制及び役割分担等について事前に整理しておく必要がある。そのため、該当する業務の担当部署は、平常時から定期的に協定団体の緊急連絡先等の確認を行う。また、必要に応じて連携手順等について協議を行い、実効力のある体制を構築していく。

（２）協定の拡充

執行体制に課題のある業務については、民間団体等に積極的に働きかけ、随時新たな協力体制を構築し、区の災害対応力の強化を図る。

第５節　指定管理者及び管理委託事業者との連携

１　指定管理者及び管理委託事業者の位置づけと役割

区では、施設の管理について、住民サービスの向上と経費の節減のため、民間事業者を活用した指定管理者制度の導入や、建物管理等に限定した事業者への業務委託を進めている。

災害時には区施設を災害対応業務で活用することとなるため、区は指定管理者及び管理委託事業者と円滑に連携する必要がある。原則として、指定管理者及び管理委託事業者は、契約により区に準じて災害対応にあたるものとする。

＜主な指定管理施設及び管理委託施設＞

施設の種類	災害時の活用	業者区分
本庁舎、事務所等	対策拠点施設	管理委託
タワーホール船堀	緊急避難所	指定管理
健康サポートセンター	医療救護受援施設	管理委託
コミュニティ会館、共育プラザ等	避難所補完施設	〃
図書館	〃	指定管理
福祉施設	福祉避難所	〃
スポーツ施設	遺体収容所	〃
総合文化センター	地域内輸送拠点	〃
グリーンパレス	ボランティア活動支援拠点	〃

２　連携体制

災害応急業務の実施に係る指定管理者及び管理委託事業者との具体的な連携については、当該業務の担当部署が行う。

なお、当該事業者は、災害発生直後における施設利用者及び避難者の安全確保等の初動対応については、区の要請を待たず実施するものとする。

３　課題と今後の取り組み

災害時の円滑な連携のためには、連絡体制及び役割分担等について事前に整理しておく必要がある。該当する業務の担当部署は、平常時から必要に応じて緊急連絡先の確認及び連携手順等についての協議を行い、実効力のある体制を構築していく。

第５章　計画の推進

第１節　継続的改善

１　業務継続計画の定着

東京湾北部地震が発生し、本計画に基づく災害時優先業務を遂行するためには、業務継続の重要性と個々に課せられた役割を全職員が理解し、組織全体に浸透することが重要であり、職員訓練や研修を通して日々の業務の中に定着させ、実効性を確保していかなければならない。

２　業務継続計画の向上

本計画をより実践的なものとするため、職員訓練や研修から課題や改善点を明らかにし、おおむね以下の内容を参考にして継続的改善（＝ＢＣＭ：Business Continuity Management）を図ることとする。

（１）各部局の対応

各部局は、職員訓練や研修の実施結果における課題検討・実践の評価等を踏まえ、改善点を抽出し、当初計画を見直す。

（２）各部対処マニュアル

各検討部会は、職員訓練や研修の実践評価等を踏まえ各部対処マニュアルを適宜見直す。本計画の見直しがあった場合についても、必要に応じて各部対処マニュアルを点検し見直す。

（３）その他

江戸川区地域防災計画などの修正や、組織改正が行われた場合にも必要に応じて見直す。

■継続的改善のためのＰＤＣＡサイクルイメージ図

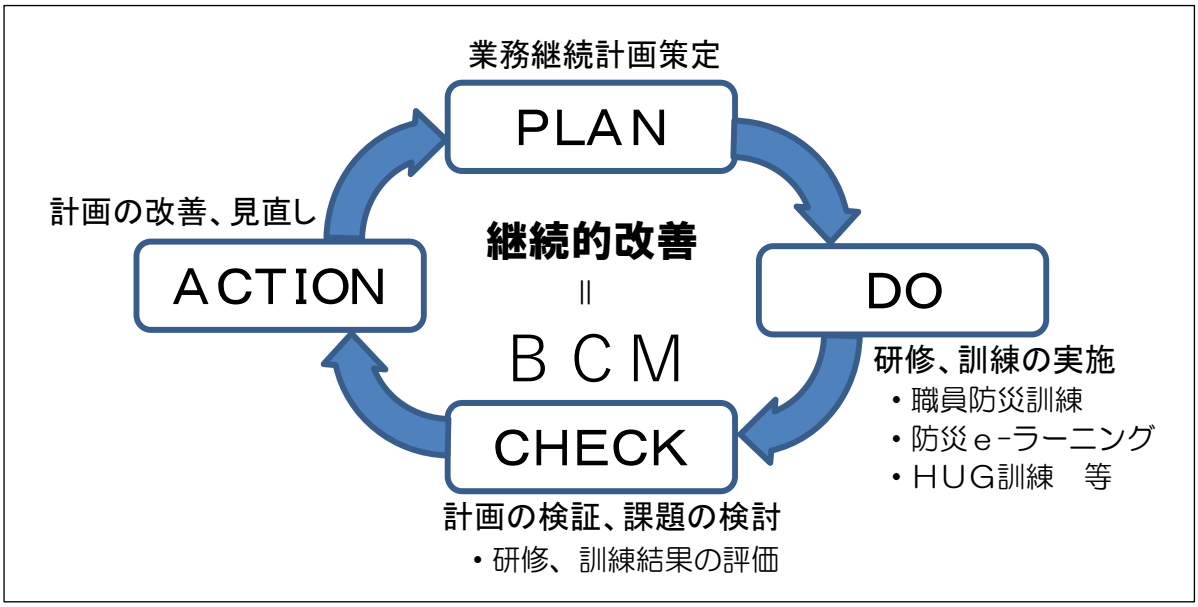

第２節　計画的訓練・研修の実施

１　計画的な各部局訓練の実施

本計画において、災害対策基本法第四十八条に定めのある防災訓練を計画的に実施するため、江戸川区地域防災計画に掲げる以下の訓練項目等の基本方針を定める。

①非常参集訓練　②本部運営訓練　③情報収集伝達訓練　④消火訓練

⑤応急救護訓練　⑥応急措置対応訓練　⑦その他初動訓練

なお、各部局長は部局訓練実施責任者として各部局訓練を実施し、危機管理部長は訓練の統括責任を負うものとする。

２　研修の実施及び研修の種類

各部局訓練実施責任者は、災害時優先業務を遂行するために必要な研修を各部局において実施し、全般的な防災に関する各種研修は、危機管理部長の責において危機管理部が実施する。

（１）主な各部局研修

例： 人事異動に伴う研修、他自治体へのヒアリング、必要資機材の点検 等

（２）主な全般的な研修

例： 防災ｅ-ラーニング、幹部会防災講演、新任研修、ＨＵＧ訓練 等

３　各部局訓練・研修の実施結果報告及び検証と記録

各部局訓練実施責任者は、各部局訓練や各部局研修を計画的に実施し、訓練・研修の内容及び実施結果を区長に報告する。危機管理部長は訓練全体を統括する。

また、各部局訓練実施責任者は、実施結果を踏まえた課題や問題点等の分析を行い、検証結果を記録し、必要に応じて本計画の見直しや修正等についての助言・提言を危機管理部長に行うものとする。

４　課題と今後の取り組み

（１）災害対応能力向上

本計画をより実践的なものとするため、各種訓練や研修を通じて全職員が個々の役割を認識し、災害対応能力向上を図らなければならない。

（２）組織態勢の強化

各部局訓練実施責任者は、各部局単独又は各部局間連携も視野に入れた各種訓練や研修を主体的かつ計画的に実施し、更なる組織態勢の強化を図ることとする。

（３）受援計画

今後は、支援を要する業務や受入れ体制などを事前に定め、発災後に区が単独では対応しきれない事態に対し、他自治体、防災関係各機関及びボランティア等、様々な方面からの支援を活用する受援計画を検討し構築していく。

参　考　資　料

1　業務継続計画策定の体制及び各種会議等

江戸川区業務継続計画検討体制構成図

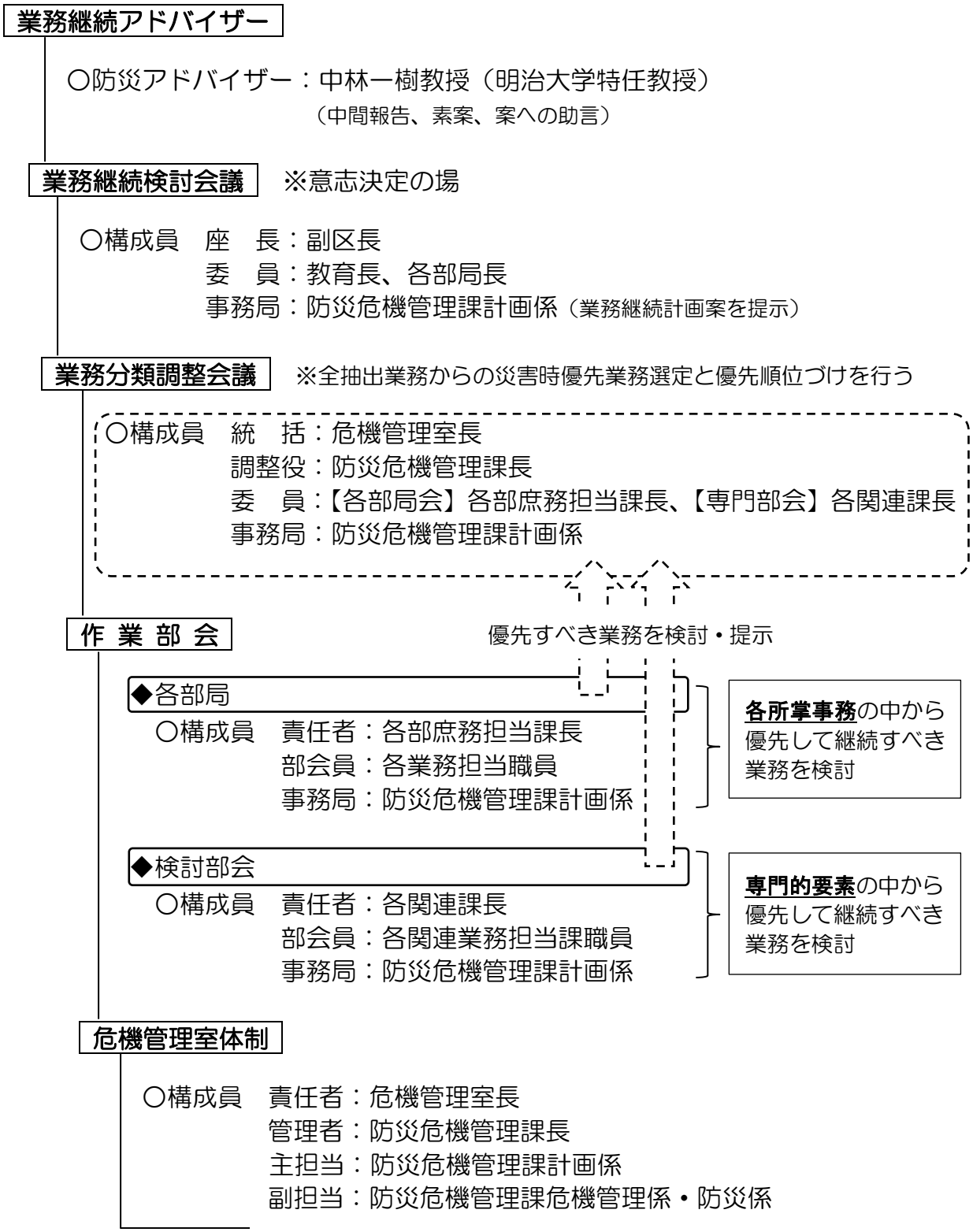

業務継続計画書策定に関する各種会議等

日　程	内　　容	場　所
平成２６年 ７月　１日	第１回業務継続検討会議（業務継続計画策定説明会） ・趣旨、方針、検討体制説明　等	災害対策本部室
７月　７日	第１回実務者説明会（各部局・検討部会） ・趣旨、方針、検討体制説明 ・作業様式、職員参集調査票の提示	災害対策本部室
７月３１日 まで	作業シートＡ作成作業（各部局・検討部会） ・優先業務の選定	
８月　８日	第１回業務分類調整会議（各部局・検討部会責任者） ・各部局及び検討会からの生データを提示 ・整理方針説明 ・参集人員調査票の速報 ・意見交換	第1～3委員会室
８月１２日	防災アドバイザー意見聴取（明治大学　中林教授） ・各部局及び検討会からの生データ及び整理方針への助言	明治大学
９月　９日	第２回業務分類調整会議（各部局・検討部会責任者） ・シートＡ整理後の業務を提示 ・今後の検討作業（シートＢ）説明 ・意見交換	第1～3委員会室
９月１１日	第２回業務継続検討会議（副区長・各部局長） ・シートＡ整理後の業務提示及び承認 ・今後の検討作業（シートＢ）説明 ・意見交換	災害対策本部室
９月１９日	区長報告 ・シートＡ整理後の業務提示及び今後の検討概要説明	区長応接室
９月２４日	第２回実務者説明会（各部局・検討部会） ・区長意見による修正説明 ・作業シートＢの説明及び作成依頼	災害対策本部室
１０月２３日 まで	作業シートＢ作成作業（各部局・検討部会） ・必要人員及び資機材の調整	
１１月　５日	防災アドバイザー意見聴取（明治大学　中林教授） ・素案作成前助言	明治大学
１１月１０日 ～１１日	気仙沼市ヒアリング（防災危機管理課職員） ・災害時優先業務一覧の提示及び意見聴取 ・検討方針への助言及び現場の状況聴取	気仙沼市役所

日　程	内　　容	場　所
１１月１９日	**第３回業務分類調整会議**（各部局・検討部会責任者） ・人員配置及び業務内容の整理方針説明 ・必要物資及び執務環境等の対策について説明 ・意見交換	第1～3委員会室
１１月２７日	**第３回業務継続検討会議**（副区長・各部局長） ・人員配置及び業務内容の整理方針説明及び承認 ・必要物資及び執務環境等の対策について説明 ・意見交換	災害対策本部室
１２月　４日	**防災アドバイザー意見聴取**（明治大学　中林教授） ・人員配置及び業務内容の整理方針への助言 ・必要物資及び執務環境等の対策についての助言	明治大学
１２月１１日	**区長報告** ・人員配置及び業務内容の整理方針の説明 ・必要物資及び執務環境等の対策についての説明	区長応接室
平成２７年 １月２８日	**第４回業務分類調整会議**（各部局・検討部会責任者） ・事務局（素案）の説明 ・意見交換	総合文化センター 会議室
２月　４日	**第４回業務継続検討会議**（副区長・各部局長） ・事務局（素案）の説明 ・意見交換	災害対策本部室
３月２３日	**区長報告** ・業務継続計画（案）の報告	区長応接室
３月２５日	**第５回業務継続検討会議** （副区長・各部局長・庶務担当課長等） ・業務継続計画（案）の提示 ・意見交換	第1～2委員会室
３月３１日	**業務継続計画策定**	

上記会議等のうち、区長報告及び防災アドバイザー意見聴取については危機管理室長、防災危機管理課長、防災危機管理課担当者が実施し、各種会議の委員又は出席者・担当者等については下記の構成により実施した。

【業務継続検討会議】

座長：副区長

委員：教育長、経営企画部長、危機管理室長、総務部長、都市開発部長、環境部長、文化共育部長、生活振興部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、江戸川保健所長、土木部長、区議会事務局長

【業務分類調整会議】

庶務担当課長等：経営企画部企画課長、経営企画部広報課長、
危機管理室防災危機管理課長、総務部総務課長、
都市開発部都市計画課長、環境部環境推進課長、
文化共育部文化課長、生活振興部地域振興課長、
福祉部福祉推進課長、子ども家庭部子育て支援課長、
健康部健康推進課長、土木部計画調整課長、
教育委員会事務局教育推進課長、会計室長、監査委員事務局長、
選挙管理委員会事務局長、(公財) えどがわ環境財団事務局長、
区議会事務局庶務係長

検討部会責任者：企画課企画担当係長、職員課長、用地経理課長、課税課長、
納税課長、まちづくり調整課長、建築指導課長、清掃課長、
健全育成課長、区民課長、産業振興課長、小松川事務所長、
小岩事務所長、東部事務所長、介護保険課長、障害者福祉課長、
生活援護第一課長、生活援護第二課長、保育課長、健康部参事、
健康サービス課長、地域医療担当課長、保全課長、
社会福祉協議会事務局本署局長、
えどがわボランティアセンター所長
（※順不同）

【実務者説明会】

各部局より係長級以下の実務担当者を２～３名推薦

【計画策定事務局】

危機管理室防災危機管理課

２　気仙沼市ヒアリング資料

業務継続計画策定に当たり、東日本大震災での実体験に基づく課題等をご教示いただくため、被災自治体である気仙沼市の職員の方々にヒアリングをさせていただいた。

東日本大震災は大津波による被害が多く、首都直下地震の被害想定とは異なる部分もあるが、自治体職員が取るべき行動において参考にすべき内容を伺うことができたので、資料として次頁以降に掲載する。

宮城県気仙沼市ヒアリング報告書

１　日　　時

平成２６年１１月１０日（月）

２　場　　所

気仙沼市役所

３　面 会 者

［挨　　拶］副市長、教育長

［ヒアリング］建設部長、建設部都市計画長、建設部土木課長
建設部計画・調整課長補佐兼企画係長
総務部危機管理課長、総務部総務課人事係主査

４　目　　的

被災自治体の災害対応事例及び教訓を聴取することで、江戸川区業務継続計画の策定に際し、より実践的な優先業務の選定及び人員配置等を検討する。

５　調査概要

江戸川区業務継続計画の策定に関連し、事前に送付した質問事項をもとに、震災当時の状況を伺った。

（１）　優先業務について

- 「最優先業務」…人命救助、避難者の衣食住の確保、被害情報の収集
- 「初期の通常業務」…窓口での問合せ対応（安否確認等）、死亡届の受理
- 職員配置で優先したのは、避難所、遺体安置所、戸籍関係。
- 通常業務のほぼ全てが、人員不足やインフラ被害のために滞った。

（２）　災害対策本部の運営について

- インフラ被害により、災害対策本部を移転した。
- 運営職員は、危機管理課、議会事務局、秘書広報課、総務課、財政課。
- 災害対策本部の業務の中心は、業務対応の差配や関係機関との調整となる。

（３）　情報収集について

- 通信網の切断や停電で、被災状況・要救助者・避難所状況が把握困難。
- 電話の基地局の機能喪失や回線切断に備え、無線を確保することが望ましい。
- ２～３日後から手書きの死亡者情報や避難者情報が本部に届き始めた。
- 安否確認により生存者の情報を把握するまで１か月程度かかった。

（４） 市民への情報提供について

- 発災翌日から市民が安否情報を求めて役所に押し寄せ、５～６か所の窓口で対応した。（情報不足で対応できず、家族への伝言等を掲示しただけ。）
- 電話の復旧（発災後９日目）とともに安否確認等の電話が殺到し、５～６名で１日中対応した。被災地外からの問合せ及び苦情も多数あった。
- 発災後５日目から広報紙を発行し避難所、スーパー、コンビニ等に掲示した。
- 発災後 12 日目から臨時のラジオＦＭを開局し、市民へのお知らせを発信した。

（５） 避難所運営について

- 発災当日の夜から事務職・保健師等に物資を持たせ、指定避難所に派遣した。
- 指定避難所（約 70 か所）以外に、自主的な避難所（約 30 か所以上）が存在し、その把握と運営・支援に多くの職員を要した。
- 避難所では、避難者の班を構成して自主運営を進め、生活ルールを作り秩序を回復することで、職員が通常業務へ復帰できるよう努めた。
- 避難者は、ボランティアによる支援の違いなどで避難所を移動することも多く、生存者の確認等に苦慮した。

（６） 物資供給について

- 救援物資は発災翌日から届き始め、２～３日後から大型トラックで届いた。
- 物資を提供する側に受入れ場所を指定し、受付時間を決めて対応した。
- 不足物資を公表すると、一定期間後に大量に届き、不要となるものもあった。
- 個人による電話での物資提供の申込はお断りした。
- インフラ復旧まで（約２週間）被災者以外も避難所に殺到し、食料が不足した。
- 食料は賞味期限が近い（1 か月以内）と配布が難しく、職員で消費した。（災害状況が落ち着くと被災者も賞味期限を意識する。）
- 倉庫の確保と整理・配送に苦慮した。業務が膨大であり、なるべく職員ではなく、配送業者等で整理や避難所への搬送をやってもらえると良い。

（７） 医療支援について

- 市立病院でまとめてトリアージ等の対応を行った。
- ＤＭＡＴや他自治体の保健師等により、避難所及び在宅避難者の巡回診療を実施してもらった。（初期には市役所に臨時診療所を設けた。）

（８） 遺体取扱いについて

- 収容所では、関係機関との連携や市民への書類記入などに市職員が必要。
- 広域火葬が必要である。

（９） 要配慮者対応について

- 透析患者や特殊な薬・食料品が必要な要配慮者は、他の自治体に搬送した。平常時から搬送先を確保しておくと良い。

（１０）応援職員の受入れについて

- 発災後約２週間から他自治体の職員を派遣していただいた。
- 要請していない自治体から応援が来ることもあり、あらかじめ担当していただく業務を想定しておくことが必要。
- 従事していただいた業務は、避難所運営（応援職員の宿泊場所や食事を確保できる）、市税、戸籍、福祉給付金など。
- 業務は市の職員と応援職員を組み合せて対応した。
- 応援職員を受け入れる際は人数と日時、性別、職員のスキル等を確認すべき。
- 応援職員の宿泊場所確保に苦慮した。
- 応援職員の派遣により、市の職員が休暇を取れるようになった。

（１１）業務実施に係る意思決定について

- 通信手段がないため、職員がその場で判断することが多かった。
- 朝夕（6 時）のミーティングで情報を共有した。（管理職、業務のリーダー等）

（１２）職員の勤務等について

- 職員の安否確認も実施した。（発災後２～３日で完了。）
- 職員用の食料備蓄はなく、発災後２日は個人対応、３日目からは救援物資の避難者への配布した残りを職員で消費した。
- 市役所では食料も寝る場所もないため、帰宅できる職員は帰宅させた。
- 飲料水は給水車で確保。（沢水も利用した。）
- 水洗トイレは、一時しのぎとして沢水等をバケツに溜めて押し流した。（下水管に大きな被害はなかったが、下水を流すポンプが停電で動かない。）
- 人員不足のため交替体制は組めなかった。
- 通常業務の再開に伴い、本部長からの辞令により避難所等に従事していた職員の再配置を行った。（従事している業務の経過や個人の能力を勘案。）

（１３）応急仮設住宅について

- 学校の校庭に建設したが、現在（平成２６年１１月当時）も教育の再開に支障をきたしている。
- 可能な限り借り上げ仮設が望ましい。
- がれき置場も含め、民有地活用の契約事務が膨大となる。事前に土地所有者と話し合いができると良い。

（１４）その他

- 燃料確保（車両、発電機、電源車）に苦慮した。市民には市役所でガソリン券（給油量など記載）を発行した。
- 発電機、仮設トイレ等の設置に業者が必要であり事前に調整しておくと良い。
- どの業務まで災害救助法が適用される（都や国が費用負担する）のか、事前に把握しておくと良い。

発災後１週間における気仙沼市危機管理課の東日本大震災における業務

月日	発災後日数	業務内容
3 月 11 日	1 日目	津波情報等の情報収集（気象庁） 市内浸水地域の情報収集（消防団の協力） 負傷者、避難ビルでの孤立等の情報 被害情報の収集 自衛隊の出動要請 災害対策本部開設と移設（防災センター） 避難所運営のための職員派遣
3 月 12 日	2 日目	災害対策本部運営（議会事務局職員の協力あり） 各地区の避難者情報の収集 被害情報の収集（道路等） 負傷者、孤立した避難ビルからの避難所の救助のための関係機関との調整 関係機関との調整
3 月 13 日	3 日目	災害対策本部運営 被害情報の収集（道路等） 遺体安置のためのドライアイス・棺等の確保の調整 大島地区の火災対応の調整 負傷者、孤立した避難ビルからの避難者の救助 避難者情報の取りまとめ 緊急車両用の燃料の確保
3 月 14 日	4 日目	災害対策本部運営 県災害対策本部との避難所用物資等調達の連絡調整 被害情報の収集（道路等） ライフライン復旧情報の取集 外部との衛星電話伝達係 緊急車両用の燃料の確保
3 月 15 日	5 日目	災害対策本部運営 県災害対策本部との避難所用物資等調達の連絡調整 被害情報の収集（道路等） 外部との衛星電話伝達係 避難者名簿の作成と大規模避難所における名簿の掲示 緊急車両用の燃料の確保
3 月 16 日	6 日目	災害対策本部運営 県災害対策本部との避難所用物資等調達の連絡調整 被害情報の収集（道路等） 外部との衛星電話伝達係 緊急車両用の燃料の確保
3 月 17 日	7 日目	災害対策本部運営 県災害対策本部との避難所用物資等調達の連絡調整 被害情報の収集（道路等） 外部との衛星電話伝達係 緊急車両用の燃料の確保